



売主様へ



このようなお悩み
ありませんか？

- 1 不動産を売却したいけど、高く売れそうもない。
- 2 不動産を売却したいけど、税金(譲渡税)がもったいない。
- 3 子供に譲りたいけど税金(贈与税等)が不安。
- 4 土地は売りたいけど固定資産税が無駄になってる。
- 5 建物が古くて借り手が見つからないが、リフォームはお金がかかる。
- 6 親子間(親族間)でしっかり財産を分けておきたい。(合法的財産分与)



不動産割賦(月賦) 売買支援制度が解決します!

- 1 買主様の契約解除における既払金(割賦金)は返済致しません。(家賃相当分)
- 2 固定資産税、都市計画税及び火災保険、生命保険は買主様負担となります。
- 3 所有権移転登記はしないので、税金がかかりません。(譲渡税は移転時)
- 4 家賃の様に、賃料は変動致しません。(契約後は一定収入)
- 5 数年後、買主様がローンを組んでの一括返済が可能です。(条件付契約)
- 6 売主様が個人であれば、瑕疵担保責任を負う必要はありません。



売主様のメリット

- 1 住宅(土地、建物)の相場価格より、高く売却(契約額)することが可能です。(相場価格の1.5~2.5倍)
- 2 賃貸よりはるかに収入が安定的で、且つ家賃の様に下落しません。
- 3 公正証書(強制執行認諾付)は裁判所と同じ強制力があります。(強制退去 給料差押等)
- 4 割賦(月賦)売買金が全額支払われなければ、所有権移転は致しません。
- 5 当センターがご契約期間中の管理(支払、入金、死亡、相続等)を行います。

